

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

長崎県建設工事執行規則 (新)	長崎県建設工事執行規則 (旧)
第1条～第12条の2 略 (契約の解除) 第13条 略 2 略 3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第42条及び第43条の4の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。 この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年3. 0パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めにやらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。 4 及び5 省略 第14条～第18条 略 (履行遅滞の場合における損害金等) 第19条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額（第43条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、<u>遅延日数に応じ、年3. 0パーセント</u>の割合で計算した額とする。 3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第40条第2項及び第43条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、<u>遅延日数に応じ、年3. 0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。 第20条～第40条 略	第1条～第12条の2 略 (契約の解除) 第13条 略 2 省 3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第42条及び第43条の4の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。 この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めにやらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。 4 及び5 省 第14条～第18条 略 (履行遅滞の場合における損害金等) 第19条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額（第43条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、<u>遅延日数に応じ、年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額とする。 3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第40条第2項及び第43条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、<u>遅延日数に応じ、年3. 1パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。 第20条～第40条 略

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

長崎県建設工事執行規則 (新)	長崎県建設工事執行規則 (旧)
(前金払) 第41条 略 2～5 略 6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 7～9 略 (中間前金払) 第41条の2 略 2～7 略 8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 9及び10 略 第42条以下 略	(前金払) 第41条 略 2～5 略 6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3. 1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 7～9 略 (中間前金払) 第41条の2 略 2～7 略 8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3. 1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 9及び10 略 第42条以下 略

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

長崎県建設工事執行規則 (新)	長崎県建設工事執行規則 (旧)
様式第8号の6 (第16条の2関係)	様式第8号の6 (第16条の2関係)
(既済部分払から中間前金払に変更)	(既済部分払から中間前金払に変更)
工事請負変更契約書	工事請負変更契約書
1 工事番号 第 号	1 工事番号 第 号
2 工 事 名	2 工 事 名
3 工事場所 市 (郡) 町 地内	3 工事場所 市 (郡) 町 地内
〔 契約担任者職氏名 〕 (以下「発注者」という。) と 〔 受注者職氏名 〕	〔 契約担任者職氏名 〕 (以下「発注者」という。) と 〔 受注者職氏名 〕
(以下「受注者」という。) とは、	(以下「受注者」という。) とは、
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」	年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」
という。) の一部を変更する契約を次のように締結する。	という。) の一部を変更する契約を次のように締結する。
(中間前金払の変更)	(中間前金払の変更)
第1条 略	第1条 略
第37条 略	第37条 略
2～7 略	2～7 略
8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その	8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その
未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、	未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、
その日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を	その日数に応じ、年3. 1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を
請求することができる。	請求することができる。
9～13 略	9～13 略
第2条以下 略	第2条以下 略